

兵庫県育休代替職員（兵庫県立健康科学研究所）採用試験案内

- ◇受付期間 令和 7 年 4 月 25 日（金）～令和 7 年 5 月 19 日（月）[必着]
 ◇試 験 日 令和 7 年 5 月下旬（書類選考合格者に別途通知します）
 ◇勤務場所 兵庫県立健康科学研究所（加古川市神野町神野 1819 番地の 14）

1 育休代替職員について

- (1) 育休代替職員とは、兵庫県立健康科学研究所において、育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の育児休業期間中に育休任期付職員として採用されます。
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約 2 年 10 ヶ月）。なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から 1 年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (6) 育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

2 募集職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
薬剤師	1 名	県立健康科学研究所で行う水道水等の理化学検査

3 受験資格

- (1) 薬剤師免許を取得している者（任用日までに取得見込みである者も含む）
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない者（総合事務職に限ります）
 - イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

4 申込方法

(1) 申込方法

ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「育休代替職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送または持参してください。

イ 自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。
(受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

(2) 申し込み・問い合わせ先

〒675-0003 加古川市神野町神野 1819 番地の 14

兵庫県立健康科学研究所 担当：白石

TEL：079-440-9093（直通）

5 選考試験方法

(1) 応募書類及び面接試験による選考

<面接試験>

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（20分程度）

(2) 面接試験日

令和7年5月下旬 ※書類選考合格者に別途通知します。

(3) 面接試験会場

兵庫県立健康科学研究所

※申込者多数の場合、上記以外の試験会場になる場合があります。その場合は別途お知らせします。

6 合格発表

(1) 書類選考結果

受付期間終了後に書類選考を実施し、合否の別を文書で通知します。書類選考合格者には面接試験日時等を電子メールまたは電話でお知らせします。

(2) 面接試験結果

面接試験終了後10日（土曜日、日曜日、祝日除く）以内に、合否の別を文書で通知します。

7 任用期間

令和 7 年 6 月 30 日～令和 7 年 12 月 19 日（予定）

※任用期間は職員の育児休業期間に応じて変動します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、研究職 2 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
大学卒	279,061 円（給料月額 267,300 円、地域手当 11,761 円[4.4%]）～ ※1
上 限	354,124 円（給料月額 339,200 円、地域手当 14,924 円[4.4%]）

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※2 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。